

【研究ノート】

近代の神職高松四郎の研究 ——日光東照宮時代——

樋浦郷子
(帝京大学)

筆者はかつて京都大学大学院に提出した博士学位論文『植民地期朝鮮の神社と学校』の第一章において、植民地期朝鮮の「総鎮守」として創建された朝鮮神宮の初代宮司としての高松四郎の思想や指導性に着目し分析をおこなった。本稿は、学位論文の補遺として朝鮮神宮の前任地たる日光東照宮での高松の足跡を詳細に言及しながら、近代神職の姿を描出する。特に、日光町全体をゆるがした大事件である二社一寺共通拝観券廃止に関わる騒動に注目し、学校と神社の関係、殊に町村制下の学校設置や修学旅行と社寺の関係などを考察する。

はじめに

大正期の前半、1912年から16年まで日光東照宮の宮司だった阿知和安彦（のち朝鮮神宮2代目宮司）は、当時のことを次のように回顧する¹。

日光におつた時分に、あそこには神社・お寺・土地の三角関係が非常にうるさい所で、其処で六年間生活しましたが、神経衰弱にかかり、それ以来一切読書を廃し、又読んでも記憶しないといふ様な有様

江戸末期までの日光男体山は、修験道・権現信仰が盛んな神仏習合の聖地であった。明治維新期に、「神仏判然令」と社格制度の導入²により、日光山輪王寺（維新直後の一時は満願寺と改称）、別格官幣社東照宮、国幣中社二荒山神社という別々の神社と寺（二社一寺）へと、近世から近代にかけて大きく変貌を遂げた。明治維新直後の神道国教化政策がほどなく挫折して曲折を経ながらも、神社は「非宗教」、寺は「宗教」として、それぞれ内務行政、文部行政に所管されることとなった。

しかし、「神社は国家的な祭祀」「寺は宗教」というシステムのもとで二社一寺が一か所に入り組んで共存するというのは、冒頭に挙げたように、明治以後の「神社は国家の宗祀」という「非宗教」体制のもとで養成された神職の言葉を借りれば「神経衰弱にかか」るほどの困難であった。同時にそれは、日本の近代化にともなう宗教の編成替え—神仏分離政策、「神社非宗教」政策—が、どのように裂け目を露呈しどのように縫合されようとしたのか、

あるいは矛盾を露わにしつつ放置されてきたのか、という問題の一端を示してもいる。

本稿で取り上げる高松四郎は1875（明治8）年、奥州白河藩廢藩から4年後の白河郡（現在の福島県白河市）に生まれ、1955（昭和30）年、住吉大社名誉宮司として大阪府で没した。代々神職の家柄（社家）に生まれる子弟が多い神社界にあって高松は社家出身ではなく、旧白河藩士で藩主の随従、のち白河町長となる高松^{しげより}重巽の四男である。

高松が着任したのは次の神社である。官幣大社平野神社（京都府）、官幣大社松尾神社（京都府・現松尾大社）、国幣小社弥彦神社（新潟県）、別格官幣社東照宮（栃木県）、官幣大社朝鮮神宮（「京城」・現大韓民国ソウル特別市）、官幣大社橿原神宮（奈良県）、官幣大社札幌神社（北海道・現北海道神宮）、官幣大社住吉神社（大阪府・現住吉大社）。日光東照宮では関東大震災を、住吉神社では大阪空襲や敗戦にともなう「神道指令」を経験している。

この経歴に見られるように、20代から80代までの60年余りを通じて官国幣社の神職（弥彦神社以降は宮司）だけを務め、戦前戦後を通じ「神道界の長老」³であった。神社新報社主幹を務めた葦津^{うずひこ}珍彦は、「独自の見識をもって、神主として重きをなした存在」として高松の名を「明治神道人」のリストに挙げたいと述べ、実際に『明治維新神道百年史』（1968年刊行）の末尾に付された「明治神道人略伝」に、水野鍊太郎、頭山満等とならび略歴が掲載された⁴。高松は、近代神社史を代表する人物といえる。

本稿では半世紀以上に及ぶ神職としての高松の足跡のうち、「二社一寺共同事務所」解散と事務所が管理していた「共通拝観券制度」廃止を断行した日光東照宮宮司時代（1921年—25年。大正期の後半）に焦点を当て、近代史の一側面を、神社・寺と学校とのかかわりという視点から析出することを試みる。

筆者は2011年、京都大学大学院に提出した博士学位論文『植民地期朝鮮の神社と学校』の第一章において、植民地期朝鮮の「総鎮守」として創建された朝鮮神宮の初代宮司としての高松四郎の思想や指導性に着目し分析をおこなった。しかし同論文では、高松四郎の生涯や、日本内地での経験には多くの紙幅を割いてはいない。その意味で本研究ノートを、学位論文の補遺の一つとしたい。

1 高松四郎の来歴

まずは神職としての高松の来歴を少し詳しく確認しておこう。次頁表1は、神宮皇学館卒業後の高松四郎の足跡と、そこでの大きなできごとを一覧にしたものである。

高松四郎が朝鮮神宮に着任する直前の4年間近くを過ごしたのが日光東照宮である。日光時代の高松は、参拝者の数を数え上げて全国神職会会報に公表するなど、他の神社には見られない個性的な活動を展開した。この活動は、次の赴任地となった朝鮮神宮においてさらに大規模に展開されることになった⁵。

次節では、「拝観料全廃」を打ち出し、当時の日光町をゆるがす大きな騒動に発展した日光時代について検討する。朝鮮神宮時代における「数調」（参拝者統計）への執念の端緒や、神社と学校と行政の錯綜した関係をうかがい知ることができるためである。

表1 高松四郎の足跡

西暦 (年齢)	勤務先 (職位)	主なできごと(年/月)
1898— (23)	求職	・阿知和安彦らとともに国学院と皇学館の合併反対運動を展開する(1899/3)。
1899— (24)	松尾神社 (禰宜)	・着任後初の大祭である祈年祭に参列者が少ないことに驚き、児童の参列をさせるよう、学校長と町長に談じ込む(1900/2)。
1900— (25)	内務省神社局(考証課嘱託)	・阿知和安彦の手引きにより内務省神社局に入る(1900/7)。 ・全国の神社の「昇格願」の考証にあたる。
1901— (26)	弥彦神社 (宮司)	・着任とともに代々の雇員を「総辞職」させる(1902/1)。 ・社殿すべて火災で焼失(1912/3)。行政網を頼みに義援金を募り社殿を復興。
1921— (46)	日光東照宮(宮司)	・来日する英国皇太子に「内陣」を見せよとの宮内省の命を拒絶する。 ・軍人・児童・生徒・学生団体の拝観料を廃止。 ・「八乙女」解雇、境内の写真屋を鳥居外へ、茶店案内人に徽章を付けさせ、参拝者の服装や着帽を厳重に注意する。 ・拝観料全廃と共同事務所解散を断行し、命を狙われる。
1925— (50)	朝鮮神宮 (宮司)	・「神社非宗教」の立場から「神前結婚式」を遠慮するよう総督府内務局長に申し渡され、齋藤實総督に直談判(1925)。 ・朝鮮人児童への修身書配布を開始(1926/4)。 ・「山梨朝鮮総督に呈する書」を書き送り、朝鮮総督府による神社軽視を批判(1929/1)。
1931— (56)	橿原神宮 (宮司)	・「皇紀二千六百年記念事業」として社殿新築、境内拡張(300万円)を計画し、石田馨内務省神社局長に働きかけるが不調で、貴族院から提起されるための働きかけを行う(1934/2-4)。 ・石田馨局長により「左遷」される(1934/4)。
1934— (59)	札幌神社 (宮司)	・明治天皇を合祀し神宮号となる「北海神宮」構想を展開(1936)。 ・石黒英彦道庁長官の意を受け札幌神社境内に「開拓神社」建立(1938/12)。
1940— (65)	住吉神社 (宮司、のち名誉宮司)	・住吉大社の神社本庁への参加と、高松の神社本庁統理勧誘を断る(1952/9)。

2 東照宮拝観料全廃問題

1921年末に東照宮に着任した高松はすぐさま、観光地化した境内の「革正」に乗り出した。まずは一般の拝観料廃止に先立ち、児童・生徒・学生と軍人団体の拝観料を廃止し、「素行不良言語に絶す」として八乙女⁶を解雇し、仲介料金を得る境内の茶店案内人に徽章を付けさせ、訪問者は外国人を含めてすべて帽子を取り拝礼することを求めた⁷。

児童・生徒・学生団体は、おそらくは修学旅行の隆盛により、特に公的資金ではなく社入金で運営される輪王寺にとって、財源として重要な位置を占めていたと考えられる。東照宮が、はじめに児童・生徒・学生団体に適用されていた「特別減額」の廃止を提言した時、輪王寺は当然のように反対した。そればかりでなく、輪王寺としては児童・生徒・学生団体の「特別減額」自体にはじめから反対していた経緯があった⁸。この反対を押し切った高松の考えは、「一般人たりとも之（引用者注：拝観料を指す）を徴することの不条理なるに、軍隊学生団体より、よし普通人より多額の減少なりとは云へ、之を徴するは社寺の本義に反する」⁹というものであった。

そして1923年秋、二社一寺共同事務所がおこなっていた一般に向けての共通拝観券制度を全廃し、共同事務所の解散にもふみきった。ここに、「日光拝観料問題」は町民の大きな反対を引き起こして宮司罷免運動となり、ついに高松一家が「白刃」で襲われかかる事態となった。以下、高松の手記により、宮司の立場から見たこの事態の経過をさらに見てみたい¹⁰。

当時東照宮、二荒山神社、輪王寺は、連合して一連の拝観券を発売し、其の収入を分割配当の規定たりしなり。東照宮に在りては、同券を所持せざるものは、外廊門内一步をも入るを許さず。陽明門の如き、其の屋根をも瞥見する能はず。況んや、拝殿に於てをや。而して、拝観券を有するものは、堂々拝殿内部まで闊歩するを得るなり。已に拝観券なり、拝殿内に入るといへども、其の美を賞するのみ。神前に対して拝礼を行ふもの、十に一をも存せず。されども、拝殿までは、拝礼を欠くものといへども、拒否することを得ざるなり。（中略）一斉反対に介意せず、連合を解除し、拝観券を廃止し、参拝者は、何人も、陽明門内拝殿前までは、自由に出入するを得しめ、特に、神饌料献備者に限り、拝殿に昇らしむることに改正断行したり。当時、利害関係者の一人、小職一家の鑿殺（引用者注：「おうさつ」とはみな殺しの意）を企て、深夜白刃を掲げ襲い来らんとせしも、他に阻止せられ、幸に事なくして終れり。（下線引用者）

高松にとって神社は信仰の場であり、「美を賞する」観光地や公園であってはならなかった。この問題は数か月のうちに宮司罷免運動へと展開した。輪王寺は最終的に拝観料廃止に同意したが、最後まで拝観料廃止に反対し、宮司罷免運動を率いたのは、日光町長代理（町長不在）、日光町議会議員、区長を中心に、『茨城新聞下野特信』の記者らであった。1923年10月には彼らの代表が、貴族院議長、内務大臣、内務省神社局長、栃木県知事、

表2 東照宮拝観料問題決定前後の流れ

※ゴシック体太字は新聞・雑誌、明朝体は原則として『松通舎遺稿』（高松忠清編、私家版、1960年）による。

年月日	事項
1923/4	「日光東照宮拝観料問題」（全国神職会報『皇国』293号）
1923/4/19	「知事一行視察（二荒山神社）」（『下野新聞』）
1923/4 下旬	高松が山脇知事に拝観料廃止を迫り、賛同を得る
1923/5/5	「 国定公園化問題 知事じきじきの調査 」（『下野新聞』）
1923/6	栃木県内務部長が、二荒山神社と輪王寺に「拝観料廃止に関する卑見」提出を求める
1923/7/2	第1回宮司・門跡・知事・学務部長・内務部長会議
1923/7/23	第2回宮司・門跡・知事・学務部長・内務部長会議
1923/7/25	「日光拝観料全廃。町会は 反対高松宮司排斥か 」（『茨城新聞下野特信』のち『皇国』298号に転載）
1923/7/27	第3回宮司・門跡・知事・学務部長・内務部長会議 「 拝観料問題と町民 最初の決議通りに 廃止反対運動継続 」（『下野新聞』）
1923/7/28	「日光拝観料問題 町民側委員は会見を長職連に出抜かれた 」（『下野新聞』）
1923/9/1	関東大震災
1923/9/3	宮司・門跡会合。日光小学校新築費用分担など細目30項目について合意
1923/9	「日光の拝観料全廃に 決し 実施期は十月一日か 」（『皇国』298号） 「日光東照宮拝観料全廃に 双手を上げて賛成す 町会議員の無敬神 斯る議員を排斥せよ （茨城神道研究会幹事、吉澤一男）（『皇国』298号）」
1923/10/15	暴風雨で日光の杉並木350本倒れる。東照宮から見舞金9000円が家屋倒壊等被害者50名に提供される。（『皇国』300号）
1923/10/19	第4回宮司・門跡・知事・学務部長・内務部長会議 「 拝観料問題から高松氏弾劾運動 日光町有志より起る 」（『下野新聞』）
1923/10/23	高松から各新聞社に経過説明
1923/10/24	栃木県訓令乙第二一〇号発布（知事発 日光社寺共同事務所長・日光宝物館長宛）
1923/10/30	日光町長代理、町議、区長等に対し経過説明
1923/11/1	拝観料全廃
1923/11	「日光拝観料問題」（『皇国』300号）
1924/5	「日光東照宮参拝激増」（『皇国』305号）
1924/10	「日光参拝と拝観（ 惠美原宕山 ）」（『皇国』310号）
1924/12	「日光東照宮参拝人員数調」（『皇国』312号）
1925/3	「日光東照宮参拝人員調」（『皇国』315号）

栃木県議会正副議長、新聞社等に宛てて高松の罷免を嘆願する弾劾書を発送し、高松は内務省から説明を求められた¹¹。現段階では当時の日光町議会議事録ならびに『茨城新聞下野特信』の現存を確認できない。そこで入手可能な史料である高松の手記、全国神職会会報『皇国』、『下野新聞』等から、拝観料廃止問題に関する記事を拾い出してみることにする（前頁表2）。

文部省の所管する宗教として扱われた輪王寺は、社入金としての拝観料が命綱であった。共同事務所が二社一寺の拝観料をまとめて徴収するしくみは、東照宮への観光客を輪王寺に誘導できるという面で好都合であり、同寺が拝観料廃止に反対の姿勢を示すことは容易に理解できる。しかしなぜ輪王寺がこれを了承した後に、町長代理、町議、区長、記者らが主導しての宮司罷免運動に至ったのだろうか。

「反対派」の主たる論点は、二社一寺共同事務所の解散についてであった。町議達が共同事務所の解散に猛烈に反対した大きな理由は、小学校建築費として5万円の寄付を同事務所に願っていた経緯があったためである¹²。当時、小学校の建築費用は全額町村費が篤志家の寄付で賄わねばならなかった。共同事務所が解散し、巨額の寄付金が期待できなくなるという事態は、すでに手狭になっていた第一小学校¹³の建築や第二小の増築が不可能となり、町の学校教育にとっても深刻な打撃が想定されたのである。

そもそもなぜ小学校の建築のために、日光町が共同事務所に5万円もの寄付を願ったのか。背景として考えられることを二つ挙げたい。まず当時の日光町では、第一小の新築、第二小の増築に加え、日光町立高等女学校の設置が計画されていたことである。そのため多額の町費が一度に必要となった。町議会ではとくに町立高等女学校の設置に対する反対の声が強く、栃木県当局からも財政上不安視された経緯がありながら、第一小の新築、第二小の増築、女学校の開校という三事業を、ほぼ同時の1927年5月から6月に完了した¹⁴。寄付予定額の5万円は、すでに土地のある一学校の校舎建築費用としては相当に余裕がある金額であろうと思われるが、現段階では同時代の他の地域の小学校改築等と比較できていないため推測の域を出ない。しかしおそらくは、例えば町立高等女学校校舎は日光第一尋常高等小学校の旧校舎の一部を移築したものであったこと¹⁵を考えると、二つの小学校と高等女学校、計三校の一連の事業にこの5万円を投入予定だった可能性が高いと考えられる。財政負担の大きな町立高等女学校設置事業に尽力していたのが、当時の日光町議会議員鈴木久太郎であった。鈴木は拝観料廃止反対派の議員代表10名のうちの一人でもあった¹⁶。

次に、共同事務所が寄付を約束した背景として、小学校の後援会組織である「日光町中部教育奨励会」（のち日光第一国民学校後援会）の会長に、輪王寺門跡の今井徳順が任じられていた事実を挙げることができる¹⁷。そのため5万円の寄付は、事実上確約だったと考えられる。

高松は、栃木県知事山脇春樹¹⁸の賛同と、関連する諸規程を廃止するための県訓令乙第210号の発布という後ろ盾を得て、共同事務所解散と共同拝観券の廃止を1923年11月1日付で断行した。高松によれば「知事は三重県より転任し来れる人、永く神宮の森厳を

仰げるために、殊に日光の現状に不快を感じることが如く、大いに同感を表せられ、直に調査に着手したという¹⁹。神宮とは、伊勢神宮を指す。もとより伊勢神宮に拝観料制度はない。

共同事務所と共同拝観券の廃止を目前に控えた1923年10月30日、高松は共同事務所廃止とともに、小学校建築費として町に対して「2-3万の寄付」を一神社の東照宮として行う旨を申し出て、輪王寺も二荒山神社もそれぞれ割合を決めて寄付の予定であることを説明した。この日を境に、高松を弾劾せよとの町議会議員らによる運動は突如として下火になった。これは、高松弾劾運動の大きな背景として何よりも学校建築費用の問題が横たわっていたことの証左と言える。

三 その後の高松四郎—朝鮮神宮初代宮司として—

前節表2をふたたび参照されたい。拝観料廃止後の東照宮は、精緻な「数調」を全国神職会会報に発表しはじめた。そして高松は1925年夏、植民地朝鮮の「京城」（現ソウル特別市の一部）に「総鎮守」として創建され、完成を間近に控えた朝鮮神宮に初代宮司として懇請の上任じられて日光を去った。

近代の二社一寺をめぐる大きな変革は、高松と山脇春樹知事が相前後して離任した後、「元の木阿弥」に復した²⁰。共通拝観券制度は今日に続いている。日光拝観料廃止騒動は終息し、日光・栃木の近代史の語りに痕跡を残してはいない²¹。

高松は、宗教施設と信ずる神社が「美を賞する」観光客であふれ、信仰心から拝礼する参拝者がほとんど見られないことに慷慨したわけだが、これは、全国神職会報が一貫して賛同していることから、当時国家祭祀の施設として宗教性の発揚を制限されていたために憤懣を募らせていた神社界に共通する思惑であったといえる。加えて同時代、装飾を凝らした権現造の東照宮的な「美」が美しいのかどうかという点には、建築家の視点から異論が出されてもいた。しかし尋常小学校教科書（国定『尋常小学地理書』）には「日光」の単元が設けられ「自然の美と人口の美」という文言が登場し続けた²²。「日光=美」という前提は考察の対象となることなく、1934年に国立公園指定を受けるとともに、観光資源としての性格をますます強固にして今日に至っている²³。

ここで改めて確認しておきたいことは、高松は一般に向けての拝観料を全廃するに先立ち、まず輪王寺の反対を押し切り児童・生徒・学生団体の「特別割引」を全廃し無料化したということである。そしてその思想的背景には「社寺の本義」があり、宮司である高松にとっての「社寺の本義」は、「美を賞する所」であってはならないということである。しかし、ひとつには国定教科書で「日光=美」が定義づけられている以上、修学旅行という学習環境として日光の社寺は選定され続けることと、またひとつには児童・生徒・学生団体の「美を賞する」訪問は、輪王寺にとって少なくとも経営上は死活的に重要であったこと、これらの事情に挟撃されつつ、高松の強引ともいえる「革正」は幕引きされるに至ったのであった。

1925年秋に完成した植民地統治下「京城」の朝鮮神宮に勅任官待遇（当時日本内地では「功績顕著」な場合か熱田神宮・出雲大社・檀原神宮・明治神宮という権宮司設置神社の宮司に限って可能とされたもので、高松自ら就任の条件として提示した待遇）で着任した高松は、同神宮でも独自の実践を続けた。朝鮮神宮では「団体参拝数調」（学生、軍人、一般など集団の属性別、月別）「参拝者数調」（日本人、朝鮮人、その他の民族別、月別）「正式参拝者数調」（個人名、職位、月別）など、異様なまでに細かい「数調」を、同神宮の『年報』だけでなく、東京で刊行されていた全国神職会の機関誌にも掲載した。これは、他の神社には見られない奇異なことである。高松は東照宮拝観料問題のさなか、共通拝観券では参拝者の数が把握できなかったことに立腹し、正確な「数調」を開始したこととの関連が強く推定できる。また学生への宗教的教化を極めて重視していたことも見逃せない。日光での実践で見たように児童・生徒・学生の参拝を重要なものとみなす高松は、朝鮮神宮においては着任後すぐに「京城」府内の全児童に、入学時に修身書を無償で贈与し、その「御礼参拝」をさせる行事を開始した。ただし高松の実践は、「朝鮮人児童の修学旅行誘致」のような方法ではなかったことも改めて確認しておきたい。

東照宮では忘却された拝観料問題は、このように形を変化させつつ植民地空間で展開されるのである。

おわりに

東照宮が共同拝観券の廃止を打ち出した問題は、権現信仰を背景に輪王寺と「神仏判然令」以後も続いた特徴的な社寺一体の関係を、「国家の宗祀」たる神道優位のもとに明確に切り分けようとしたことに始まり、輪王寺とのあいだで亀裂を深めることとなった。

しかし問題はそこにとどまらなかった。共通拝観券を管理していた二社一寺共同事務所が小学校校舎の新築に多額の寄付を約束していたため、共同事務所の解散による寄付の消滅をおそれた町長代理（町長不在）、町議会を中心に、メディアも巻き込んだ猛反発を招くこととなった。町村制、小学校令のもとで、全額を負担せねばならない校舎の新築は、町を挙げての大きな問題であった。これらの前段階として児童・生徒・学生団体の「特別割引」全廃を実施したことなども積み重なり、結果として高松一家の「鑿殺」が計画される事態に至った。

ただし、町とメディアこそぞつての大きな騒動にもかかわらず、栃木県がこの問題によって即座に高松を非職するよう内務省神社局に働きかけるなどの措置は取らず、人事権を持つ内務省も高松を1925年の朝鮮神宮完成まで東照宮に留めたことも重要であろう。高松が、山脇春樹県知事への働きかけを熱心に行っていただけでなく、伊勢神宮のある三重県知事を経て赴任した山脇知事が大いに賛同し後押ししていたことが背景にあった。

本稿で扱った日光東照宮拝観料廃止問題の投げかける論点と歴史的な意味を仮説的に整理すると、次のように言うことができる。一つには、神社と公園・観光地が一体化し、東照宮訪問者はすなわち行楽客・観光客であり、「氏子」「崇敬者」「参拝者」ではないと

いう点である。またこのことは、教科書掲載の「美」を学ぶ修学旅行という学習方法と、高松の考える「社寺の本義」の確固たる「ずれ」をもちいま見せるものである。

高松四郎は次の赴任地である朝鮮神宮において、ほとんど在朝日本人と日本内地の修学旅行生しか参拝しないという、さらに「困難」な事態に直面した。そして朝鮮人の参拝者を獲得すべく、これまでそうしてきたように、行政当局（朝鮮では総督府）への働きかけとともに、朝鮮人児童参拝に強く関与することとなる。しかし当時の朝鮮総督府には、栃木県知事山脇春樹のような強力な味方はなかった。31年に檀原神宮宮司として再び日本内地に戻った時の姿は、長男の手記によれば、「敗軍の将」の趣であったという²⁴。

また一つには、例えば山脇春樹栃木県知事は台湾総督府専売局長として植民地統治下の台湾に勤務した経験を持つのだが、こうした官僚や教員らと同様に、神職（とくに神宮皇学館等で養成され奏任または判任待遇を卒業と同時に無試験で受けることのできた神職）もまた日本内地と植民地との人事異動による往還が行われていたという点である。「地方的指導者」とみなされる神職という職業²⁵が、いかにして植民地支配構造や植民地の人々の生活に影響を与えたか、反対に植民地での彼らの経験が日本内地に還流するか、大きな研究課題である。

さらに、町村費や篤志家の寄付から学校建築費のすべてを調達しなくてはならないという、町村制・小学校令下に見る学校の歴史という論点がある。地方行政に大きく左右される学校の姿という意味では、この論点はすぐれて今日的な課題をはらんでいるとも考えられる。「西園寺公望が竹の杖をもって天皇に拝謁すると内閣がかわり、駐在所の巡查、校長・教師までガラガラとかわりました」という荻野末の回想²⁶にみられるような、政治と教育、政治家と学校長の関係という問題とも密接に関わっているだろう。

今後も引き続きこの問題について資料収集と分析を進めることとともに、高松が「北海神宮構想」（明治天皇の合祀と神宮昇格）を打ち出した官幣大社札幌神社（現北海道神宮）在任期（1934年—40年）についての検討を構想している。

註

¹ 『文献報国』第3巻第11号、朝鮮総督府図書館、1937年10月、2頁。

² 近代の社格制度は、「神道国教化政策」を掲げていた1871（明治4）年に、全国の神社を官幣社・国幣社・府県郷村社の区分をしてそれぞれの行政単位から（官幣社は皇室から、国幣社は国庫から）、祭祀の際に公金を支出することにしたしくみのことである（当該時期の神社は社格を冒頭に冠し、「官幣大社八坂神社」等と呼び、門前の社号標もそのように刻まれていた）。日光東照宮の当時の正式名称は、別格官幣社東照宮である。別格官幣社という社格は、藤島神社（新田義貞を祀る）、湊川神社（楠正成を祀る）、建勲神社（織田信長を祀る）、靖国神社など天皇皇室にとっての「功臣」が祀られた神社に付与された社格である。

1945年12月の「神道指令」で廃止されるまでの70年あまりのあいだに、神社への公金支出については幾度かの制度改定が行われる中で、官幣社と国幣社には明瞭な区分は失われた。全国の神社の数から見れば、官国幣社の格を有する神社はほんの一握りであり、その多くは京都近辺に

集中していた。「神道指令」とともに社格制度はなくなり、全国神職会等神社関係団体を統合して宗教法人神社本庁が発足した。

- 3 『白河市史』下、白河市教育委員会、1971年、850頁。
- 4 「座談会 明治の神道人を回想する」『明治維新神道百年史』第5巻、神道文化会、1968年、463頁、511頁。
- 5 このことについては、博士学位論文『植民地期朝鮮における神社と学校』（2011年、京都大学）第一章に詳述した。
- 6 東照宮の八乙女は、神楽殿に参拝客が投銭すると「極めて簡単な舞」を行い、その小銭を得た。「三十五、六歳乃至六十二、三歳」の四人の女性が輪番で勤務し、半数が「寡婦」であったという。高松忠清編『高松四郎遺文選 松廼舎遺稿』、1960年、私家版、241頁。高松忠清は四郎の長男で、刊行時住吉大社宮司。忠清の「忠」の字は教育勅語から採られた。
- 7 高松四郎「革正事項 上（拝観料廃止前）」、同上高松、242頁—248頁。
- 8 同上、238頁。
- 9 同上、244頁。
- 10 高松四郎「齋藤前首相に送る」、同上高松、350頁。
- 11 同上高松、235頁。『下野新聞』、1923年10月19日。
- 12 全国神職会会報『皇国』298号、皇国発行所、1923年9月、91頁。
- 13 佐藤治由『日光小学校のあゆみ』、私家版、1991年、17頁—18頁。
- 14 『日光市史』下巻、日光市、1979年、600頁—606頁。
- 15 同上、601頁。
- 16 10名の名前が『下野新聞』（1923年7月28日）に掲載されている。
- 17 佐藤治由前掲書、17頁。
- 18 山脇春樹は高松より4年早い1871年京都府生まれの官僚で、1899年高等文官試験合格、東京帝国大学卒業後、大蔵省主計局属、農商務大臣秘書官、商務局商事課長、台湾総督府専売局長、臨時博覧会事務官、山梨県知事、三重県知事を経て1922年10月から24年6月まで栃木県知事。愛知県知事として転出後1926年退官。のち山脇高等女学校校長。1948年没。秦郁彦・戦前期官僚制研究会編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』、東京大学出版会、1981年。『栃木県歴史人物事典』、下野新聞社、1995年。
- 19 前掲高松、252頁。なおこの時共同拝観券廃止を承服した輪王寺は戦後、東照宮境内の「七堂塔」の所有権を主張、東照宮とのあいだで長期間にわたる裁判となった（1982年和解）。
- 20 高松忠清「両親の思出」、前掲高松、後記9頁。
- 21 例えば同時代の『東照宮史』（別格官幣社東照宮社務所、1927年）、現代の『栃木県神社誌一神乃森 人の道』（栃木県神社庁、2006年）には一行の言及もなされていない。
- 22 内田祥士『東照宮の近代 都市としての陽明門』、ベリかん社、2009年、211頁—212頁。
- 23 今日では「日光の社寺」という登録名で世界遺産認定を受けてもいる（1999年登録）。
- 24 高松忠清「両親の思出」、前掲高松、後記10頁。
- 25 例えば、丸山真男は日本のファシズムを支えた「地方的指導者」「第二範疇のインテリ」「小宇宙の親方」「急進ファッシュの暴動の関係者」として、「小学校教員、僧侶、神官、小工場の親方、小地主といった層の出身者」を挙げる。「日本ファシズムの思想と運動」『増補版 現代政治の思想と行動』、未来社、1964年、69頁。
- 26 荻野末『ある教師の昭和史』、一ツ橋書房、1970年、34頁。